

大阪府指定介護老人福祉施設[特別養護老人ホーム]等  
入所選考指針についての Q&A

大 阪 府

※Q17～Q24 は厚生労働省のQ&Aの引用です

## 制度の概要

Q1 改定された入所指針の概要を具体的に説明してください。

- 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という）については施設への入所の必要性の高い者の優先的な入所に努めるよう、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 7 条第 2 項及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」第 134 条第 2 項で義務付けられています。このたび、介護保険法第 8 条第 21 項の改正と、それに伴う介護保険法施行規則の改正により、平成 27 年 4 月 1 日以降の施設への入所が、原則要介護 3 以上の方に限定される一方で、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、やむを得ない事由があることによる要介護 1・2 の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という）が認められました。これに基づき、大阪府、介護保険の保険者である府内の市町村・広域連合及び、大阪府社会福祉協議会老人施設部会が共同で策定した旧入所選考指針を改定しました。
- 指針の概要は以下のとおりです。
  - ① 国が改正した指針に基づいて、施設が入所選考を行うに当たっての具体的な評価基準、方法などについて定めたものです。
  - ② 入所の必要性の高さを判断する基準として、要介護度のほかに、介護者の状況、在宅サービスの利用状況、地域性、その他個別の事情等を加えた総合評価の方法を採用しました。
  - ③ 入所申込みの際、ケアマネジャーが援助することにより、ケアマネジャーの持つ豊富な経験や専門的な知識を介し、居宅サービスの活用も併せて検討し、ご本人や家族にとって最もふさわしいサービスの提供につなげることができると期待されます。
  - ④ 特例入所の要件に該当する要介護 1・2 の方については、入所判定の公平性を確保するとともに、地域の在宅サービス等の提供体制の状況を踏まえる必要があることから、市町村（保険者）の適切な関与が必要とされています。
  - ⑤ 入所者の選考にあたっては、各施設に合議制の入所選考委員会を設置し、入所決定過程の公平性を確保するようにしました。

Q2 この制度は、いつから実施されますか。

- 指針に基づく新たな入所選考は、平成 27 年 2 月 27 日に施行され、平成 27 年 4 月 1 日から運用することとしています。
- なお、大阪府内の施設においては、実施方法に多少の相違が生じることがありますの

で、詳しくは施設にお問い合わせください。

- この指針の施行の際、既に申込みをされている方のうち、要介護1・2の方については、施設が特例入所に該当するか否かの確認を行い、該当する場合のみ入所選考対象者となります。

**Q3** 優先的な入所の判断はどのようにおこなわれるのですか。

- 施設が設置した入所選考委員会において、合議の下、入所の必要度を評価し、入所選考者名簿が調整され、入所順位が決定されます。この入所選考委員会は施設の職員と施設の判断で加えることができる施設以外の第三者で構成されるものです。
- なお要介護1・2の方で特例入所対象者については、入所選考委員会において要介護3以上の申込者と同じ審査基準で判断されます。
- 判定の主体が施設であることに変わりはありません。

**Q4** この指針についての問い合わせはどこにすればよいですか。

- 大阪府、各市町村、ご利用を希望する施設にお問い合わせください。

**Q5** 改定した指針を市町村広報に掲載し、制度に関して住民への周知を図りたいと考えていますが、時期について制約はありますか。

- 制度の円滑な導入を図るため、特別養護老人ホームへの入所を希望されている方はもとより、これから利用される可能性のある住民に対しても周知を図ることが重要と考えています。このため、市町村が発行される広報誌をはじめ、多種多様の広報媒体による周知にご協力いただきたいと思いますと考えております。広報の時期についての制約はございませんので、できる限り機会をとらえ、積極的に行っていただきますようお願いします。

## 申込手続き

**Q6** 誰が申込みをするのですか。申込書はどこで入手できますか。

- 基本的には、サービスを受ける本人が申込み者となりますが、本人による申込が困難な場合は、本人に代わって本人の意思を確認された家族の方や申込者本人を担当するケアマネジャー等が行うことは差し支えないと考えています。
- 申込書などの書類については、申込みを希望される施設にお問い合わせください。

**Q7** 特別養護老人ホームへの入所を申込み際に、入所選考調査票が必要とのことですが、入所選考調査票は誰に書いてもらうのですか。

- 居宅サービスを利用している方、または入所するまでの間、居宅サービスを利用する予定の方は、居宅介護支援事業所に相談してください。
- 他の介護保険施設に入所されている方は、その施設のケアマネジャー等に相談してください。
- 病院に入院している方で担当のケアマネジャーがいない場合は、原則として、申込み先の施設のケアマネジャー等に直接相談してください。ご本人の状況をよくご存知の病院のケースワーカー等に協力いただける場合は、その方に作成していただくことも可能です。
- この他、居宅サービスを利用していない方で、これからも利用する意思がない場合は、申込み先の施設に直接相談してください。

**Q8** ケアマネジャーの意見を付して、特養に申し込む理由は何ですか。

- ケアマネジャーは、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な、援助に関する豊富な経験や専門的知識を有しており、ケアプランの作成過程等において、利用者の状況を最も把握していることから、その意見を付して申込みを行うことが、施設入所の必要性を評価するために適切と考えるためです。
- ケアマネジャーの関与により、ご本人やご家族の意向を尊重しながら、多様な介護サービスから最もふさわしいサービスが適切に選択され、利用していただくことが期待できるとの考えから、施設への入所を申し込む際には、ケアマネジャーの意見を付していただくこととしています。

Q9 大阪府外に移住している者が申し込む場合はどうすればよいですか。

- 大阪府外に居住している方が府内の施設に申し込まれる場合も、本指針に基づいた取扱いとなります。居宅介護支援事業者や施設のケアマネジャー等の意見を付してお申してください。
- 府外の居宅介護支援事業者や施設のケアマネジャー等の協力が得られない場合は、本人または家族等から、府内の施設に直接申込みを行っていただくことも可能です。

Q10 要介護認定の申請中の場合は、申し込むことはできますか。

- 要介護認定の申請中の方は、自立、要支援とされた場合は特別養護老人ホームの入所対象とならないため、原則としてその結果を待って申込みをしていただくことになります。
- 要介護1・2の方は、下記に示す特例入所の要件に該当することが必要です。  
(特例入所の要件)
  - ・ 認知症である者であって日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
  - ・ 知的障がい・精神障がい等を伴い日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
  - ・ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること
  - ・ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること
- 既に入所の申込みをされた方で、要介護度などが変更された場合は、入所の必要性の判断に影響を及ぼすこととなりますので、速やかに施設にお知らせください。

Q11 複数の施設へ同時に申し込むことはできますか。

- 複数の施設へ同時に申し込むことは可能ですが、指針に基づき入所の必要性を評価し、入所選考が行われるため、必要性が高い方から入所していただくこととなります。  
※ 複数の施設に申し込まれる場合は、入所申込書兼台帳裏面の他施設への申込状況欄に記入をお願いします。

Q12 既に施設に申込みを行っている場合はどうなりますか。

- 既申込者のうち、要介護3以上の方につきましては、従前の方法により入所選考委員会を経て入所していただくことになります。
- 要介護1・2の方については、平成27年4月1日以降に運用される指針に基づいた入所選考を行うため、本指針を周知するとともに、特例入所に該当するか否か確認してください。
- 特例入所に該当する場合は、要介護3以上の入所申込者と同じ審査基準で、入所の必要性を個別具体的に判断のうえ、入所順位を決定してください。特例入所に該当するか否か判断できない場合や、入所選考委員会において特例入所対象者の選考を行うときは、入所の必要性の高さを判断するため、市町村(保険者)に対して適宜意見を求めてください。

Q13 要介護1・2の方の入所申込みは受理できますか。

- 介護保険法の改正により、平成27年4月1日以降の施設への入所は、原則要介護3以上の方に限定されますが、要介護1・2の方であっても、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、やむを得ない事由がある場合には、特例的な施設への入所(特例入所)が認められます。
- 要介護1・2の方で入所申込みを行う場合は、特例入所の要件に該当し、施設以外での生活が著しく困難な理由を入所申込書に付記してください。

## 特例入所について

Q14 要介護1・2の特例入所対象者の場合、市町村の適切な関与が必要とされる理由は何ですか。

- 特例入所対象者に対し、地域の在宅サービス等の提供体制の状況を確認することに加え、できるだけ在宅生活を継続することができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進する市町村が、適切にケアマネジメントが行われているか確認し、必要に応じ関与することが必要とされているためです。

**Q15** 特例入所に該当する場合、市町村（保険者）に報告する様式はありますか。  
また市町村（保険者）から施設に意見を表明する様式はありますか。

- 入所申込者が特例入所に該当する場合は、【標準様式5】を使用し、月ごとにまとめて市町村（保険者）に報告してください。
- 市町村（保険者）の意見の表明について、様式は示しておりませんが、本人及び介護者の状況より、居宅等における生活の困難度や、地域の居宅サービス等の提供体制の状況を、担当の介護支援専門員等から聴取し、市町村（保険者）の裁量で行ってください。

**Q16** 特例入所に対して市町村（保険者）が意見を表明する上で、具体的な基準や判断方法は示されますか。

- 入所申込書及び入所選考調査票に基づき入所申込みを行うことで、特例入所に該当するか否かの判断は行えると考えていますが、申込時に担当ケアマネがない場合や、申込書や調査票の記載が不十分等で、特例入所に該当するか否かの判断ができない場合には、市町村（保険者）に意見を求めることとなります。この際、【標準様式5】により施設から意見の必要性の有無が示されます。
- 意見の表明に関する様式は示していませんが、市町村（保険者）は、地域の居宅サービス等の提供体制の状況や、担当の介護支援専門員等からの居宅等における生活の困難度の聴取等を踏まえ、市町村（保険者）の裁量で意見を表明してください。

**Q17** 施設が特例入所を決定する際の手続きにおいて、施設が市町村（保険者）に意見を求めることは義務ではなく、意見を求めることがなくても入所の決定ができるという解釈でよいですか。また意見を求める場合は特例入所の場合のみでよいですか。

- 施設は、要介護1・2の方が、特例入所の対象に該当するか否か、もしくは入所の必要性の高さを判断する必要がある場合に、市町村（保険者）に対し意見を求めることができるとされています。なお、要介護3以上の方の入所判断については、従来の判定手続きの取扱いを変更するものではありません。

（厚生労働省老健局高齢者支援課企画法令係）

**Q18** 施設が特例入所を決定する際の手続きにおいて、施設が市町村（保険者）に意見を求めることができるとしていますが、施設から意見を求められた場合に意見を表明しないことがあっても差し支えないですか。また事後的に実地指導等で確認する方法を原則としてもよいですか。

- 施設から意見を求められた場合について、その際に意見を表明することなく、事後的に実地指導等で確認することは、入所者の処遇に困難を生じさせる恐れがあること等から、入所前に意見を述べる必要があると考えています。

（厚生労働省老健局高齢者支援課企画法令係）

**Q19** 市町村（保険者）に対し意見を求められ、意見書を作成するに際して、市町村（保険者）の事務職員では判断が難しいため、介護認定審査会の委員といった専門職の意見を参考にしているのでしょうか。

- 専門職の意見を参考にすることに問題はありませぬ。

（厚生労働省老健局高齢者支援課企画法令係）

**Q20** 要介護1・2の入所申込みに対し、市町村（保険者）が特例入所の対象でないと意見表明し、施設がその意見を尊重し特例入所の対象とならなかった場合、申込者は市町村（保険者）に対し不服申し立てを行うことができますか。

- 入所の判断主体は施設となっています。特例入所の判断に当たって行われる市町村（保険者）の意見は、施設が行う入所判断を拘束するものではないため、不服申し立ての対象となる行為には該当しません。

（厚生労働省老健局高齢者支援課企画法令係）

**Q21** 施設は市町村（保険者）からの意見の内容も踏まえ、入所選考委員会において特例入所の必要性を判断するとされていますが、市町村（保険者）からの意見を踏まえた結果であれば、施設が市町村（保険者）からの意見に反する判断をしても差し支えないですか。

- 特例入所に該当するか否かについては最終的には施設の判断となりますが、施設と市町村（保険者）の判断に齟齬が生じることがないように、適切に連携等してください。

（厚生労働省老健局高齢者支援課企画法令係）

**Q22** 入所判定時に要介護3であったが、入所日の前日に要介護度1・2に改善した場合、入所はできますか。

- 基本的には入所は不可となります。ただし要介護1・2に改善した入所者が、特例入所の要件に該当する場合には、特例的に指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設への入所が認められます。

(厚生労働省老健局高齢者支援課企画法令係)

**Q23** 現に入所している要介護1・2の被保険者が入院等により一旦退所した場合、退院後、元の施設への再入所を希望した場合には、新規入所者として入所判定するのですか。

- 要介護1・2の被保険者が一旦退所し、元の施設への再入所を希望した場合には、新規入所者として入所判定してください。

(厚生労働省老健局高齢者支援課企画法令係)

**Q24** 平成27年4月1日以降に、既入所の方が要介護1・2に変更になっても引き続き入所できますか。

- 既入所の方が、要介護1・2に変更になっても、引き続き入所を継続し、指定介護福祉施設サービス又は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用することが可能です。

(厚生労働省老健局高齢者支援課企画法令係)

## 入所選考について

**Q25** 基本的評価基準について、世帯の状況区分を変更したのはなぜですか。

- 国は、「家族の状況」について単身世帯か否か、同居家族が高齢又は病弱か否かなどを勘案することとしていますが、病弱か否かについては一概に評価しにくいいため、個別的评价事項において勘案することとしました。
- 家族の状況は透明性、公平性を確保するため、明確に評価が可能である「単身世帯」「高齢者のみ世帯で介護者が要支援以上」「その他の世帯」の3区分としました。

**Q26** 基本的評価基準について、在宅サービス利用率の点数分布を変更したのはなぜですか。

- 在宅サービスの利用率は、介護の必要な状況や、必要な居宅サービスの利用を必ずしも示すものではないことから、在宅サービスの利用率についてはこれまでの点数を平準化し、本人及び世帯の状況を重視するよう見直しをおこないました。

**Q27** 基本的評価基準において、要介護1・2の認知症の程度を除いたのはなぜですか。

- 要介護3以上においても、認知症による生活のしづらさ、介護の困難さは十分考えられるため、要介護1・2のみに加点することの矛盾を考慮したものです。
- 認知症の程度は一律の加点で評価しにくいいため、個別的评价事項において勘案することとしました。